

事後評価シート

【評価年月】 平成17年 4月
 【主管課・室】 環境管理局大気環境課大気生活環境室
 環境管理局自動車環境対策課
 環境管理局総務課環境管理技術室
 【評価責任者】 大気生活環境室長 瀬川 俊郎
 自動車環境対策課長 奥主 喜美
 環境管理技術室長 徳永 泉

施策名、施策の概要及び予算額

施策名	- 2 - (2) 大気生活環境対策
施策の概要	騒音・振動・悪臭に係る規制その他の対策を講じ、またヒートアイランド現象や光害の対策を行うことにより、環境基準の達成・確保等を図り、生活環境を保全する。
予算額	249,547 千円

目標・指標、及び目標の達成状況

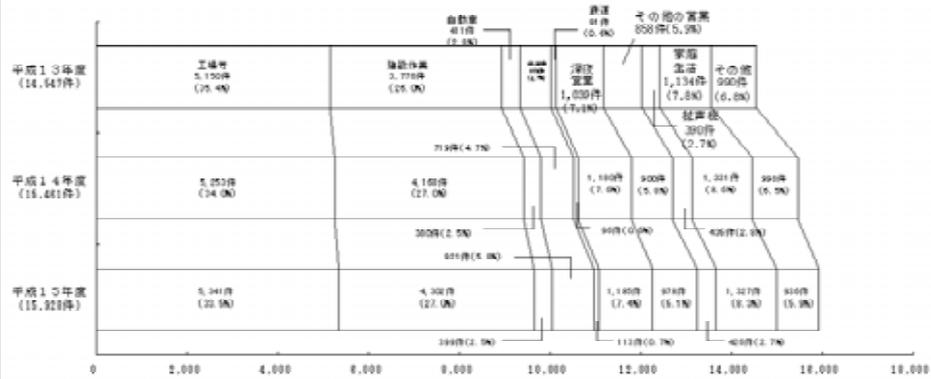
目標	環境基準の達成・確保等により、大気環境に関し生活環境を保全する。
達成状況	騒音・振動については、長期的には苦情件数が減少している。 悪臭については、近年苦情件数の増加が見られる。

下位目標1	騒音に係る環境基準の達成率を向上させる。				
指標		H13年度	H14年度	H15年度	H - 年度
騒音に係る環境基準達成率 (%)	一般地域	73.8	73.8	72.5	100
	道路に面する地域	77.6 (評価対象: 1487千戸)	80.1 (評価対象: 1934千戸)	80.7 (評価対象: 2395千戸)	100 (H21年度)
航空機騒音に係る環境基準達成率 (%)	測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)	74.5	71.4	72.7	100
新幹線鉄道騒音に係る環境基準達成率 (%)	測定地点ベース(地方公共団体が測定した結果を集計)	39.0	39.7	37.5	100

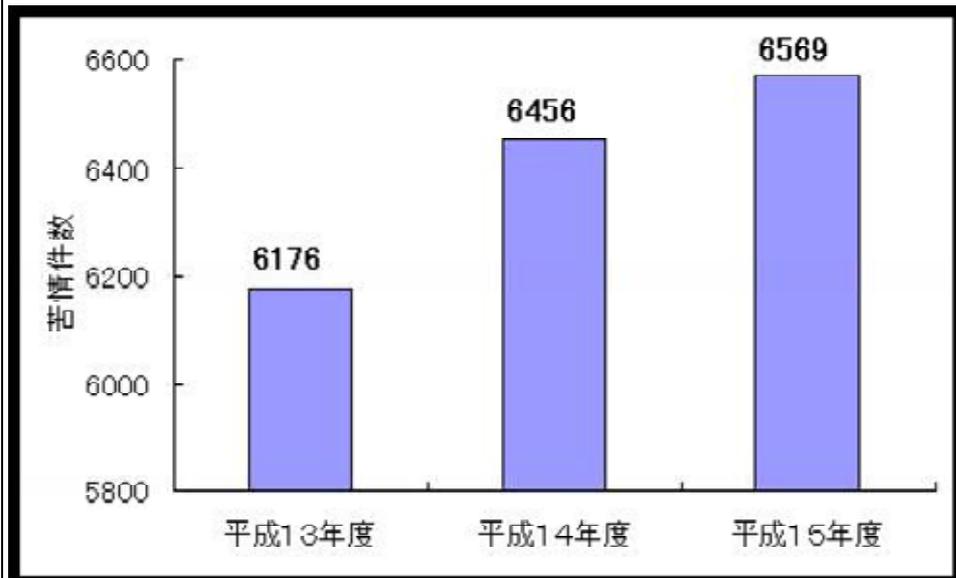
達成状況	<p>一般環境に係る環境基準の達成率はほぼ横ばいである。</p> <p>道路に面する地域に係る環境基準の達成率は、平成13～15年度の各年において評価の対象とされた住居等戸数や地域的な偏り等の違いはあるが、概ね横這い傾向である。</p> <p>航空機騒音に係る環境基準の達成状況については、達成率はほぼ横ばいであるが、依然未達成の地点数は多い状況である。</p> <p>新幹線鉄道騒音に係る環境基準の達成状況については、達成率はほぼ横ばいであるが、依然未達成の地点は多く、厳しい状況である。</p>
------	---

下位目標2	騒音公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。				
参考指標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	-
騒音に係る苦情件数(件)	14,547	15,461	15,928		(-)
達成状況	<p>規制地域内において、規制対象外の発生源に対する苦情が増加傾向にある。</p> <p>騒音苦情件数の推移</p>				

過去3カ年の苦情内容内訳



規制地域内における規制対象外の発生源に対する苦情件数の推移

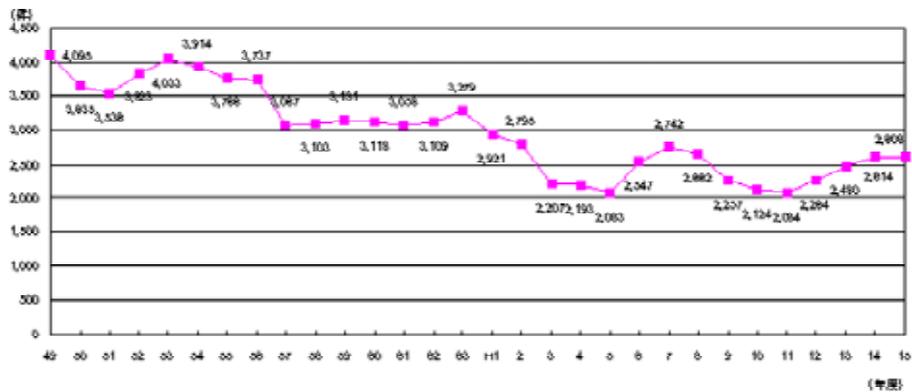


下位目標3	振動公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。				
参考指標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	-
振動に係る苦情件数(件)	2,480	2,614	2,608		(-)

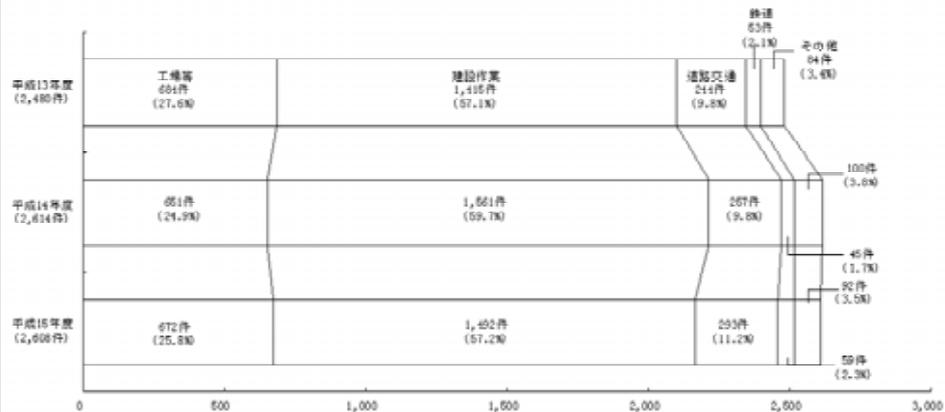
達成状況

規制地域内において、特定建設作業以外の建設作業に対する苦情の割合が依然高い状況にある。

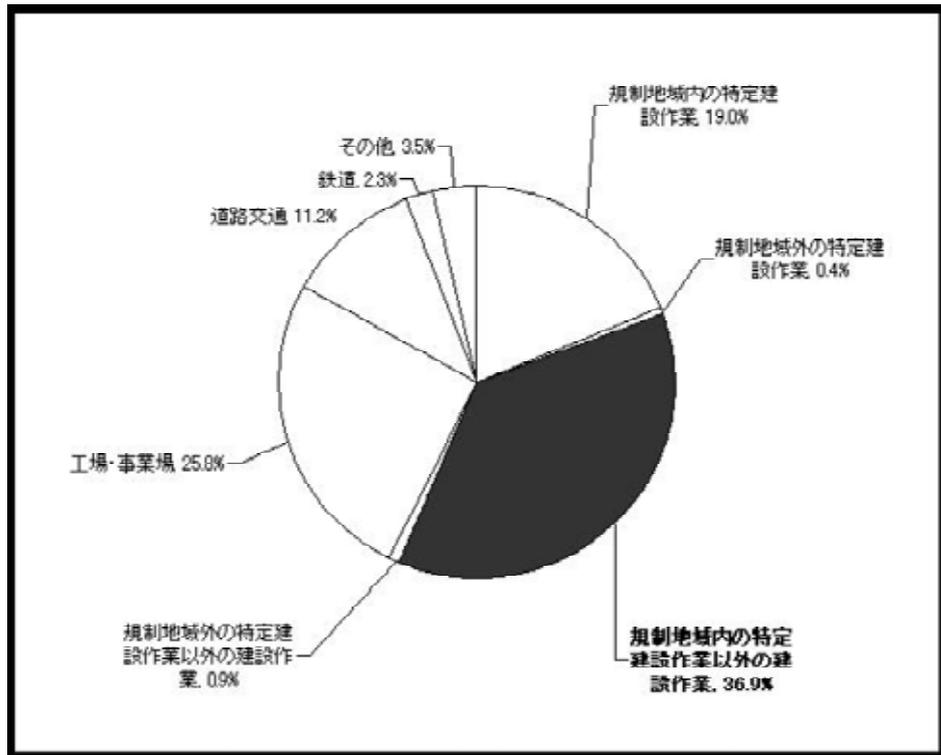
振動苦情件数の推移



過去3カ年の苦情内容内訳

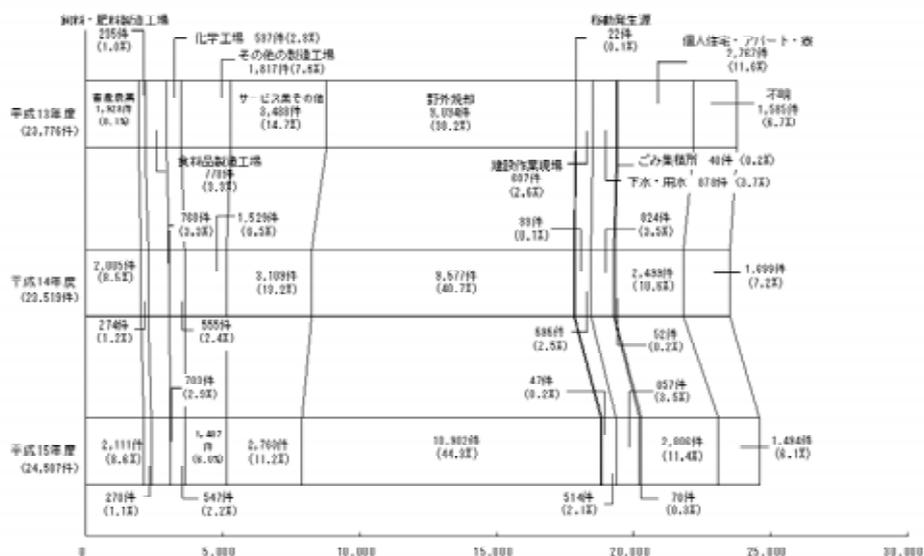


苦情内容の内訳（平成15年度）



下位目標4	悪臭公害を減少させ、良好な生活環境を保全する。																																																																																																														
参考指標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	-																																																																																																										
悪臭に係る苦情件数（件）	23,776	23,519	24,587		(-)																																																																																																										
達成状況	<p>野外焼却や個人住宅等に対する苦情を中心に苦情件数は増加傾向にある。</p> <p>悪臭苦情件数の推移（点線は野外焼却）</p> <table border="1"> <caption>悪臭苦情件数の推移</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>苦情件数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>45</td><td>14,307</td></tr> <tr><td>46</td><td>17,750</td></tr> <tr><td>47</td><td>21,576</td></tr> <tr><td>48</td><td>19,674</td></tr> <tr><td>49</td><td>16,268</td></tr> <tr><td>50</td><td>18,143</td></tr> <tr><td>51</td><td>15,806</td></tr> <tr><td>52</td><td>16,876</td></tr> <tr><td>53</td><td>16,742</td></tr> <tr><td>54</td><td>15,488</td></tr> <tr><td>55</td><td>13,439</td></tr> <tr><td>56</td><td>13,541</td></tr> <tr><td>57</td><td>13,395</td></tr> <tr><td>58</td><td>17,741</td></tr> <tr><td>59</td><td>13,528</td></tr> <tr><td>60</td><td>33,070</td></tr> <tr><td>61</td><td>12,705</td></tr> <tr><td>62</td><td>12,400</td></tr> <tr><td>63</td><td>11,833</td></tr> <tr><td>64</td><td>11,717</td></tr> <tr><td>65</td><td>11,660</td></tr> <tr><td>66</td><td>10,758</td></tr> <tr><td>67</td><td>10,816</td></tr> <tr><td>68</td><td>9,972</td></tr> <tr><td>69</td><td>11,846</td></tr> <tr><td>70</td><td>11,476</td></tr> <tr><td>71</td><td>11,942</td></tr> <tr><td>72</td><td>14,554</td></tr> <tr><td>73</td><td>20,091</td></tr> <tr><td>74</td><td>18,732</td></tr> <tr><td>75</td><td>23,776</td></tr> <tr><td>76</td><td>23,519</td></tr> <tr><td>77</td><td>21,205</td></tr> <tr><td>78</td><td>24,587</td></tr> <tr><td>79</td><td>20,510</td></tr> <tr><td>80</td><td>10,982</td></tr> <tr><td>81</td><td>9,577</td></tr> <tr><td>82</td><td>8,084</td></tr> <tr><td>83</td><td>7,086</td></tr> <tr><td>84</td><td>6,230</td></tr> <tr><td>85</td><td>5,881</td></tr> <tr><td>86</td><td>10,411</td></tr> <tr><td>87</td><td>462</td></tr> <tr><td>88</td><td>392</td></tr> <tr><td>89</td><td>266</td></tr> <tr><td>90</td><td>274</td></tr> <tr><td>91</td><td>206</td></tr> <tr><td>92</td><td>189</td></tr> <tr><td>93</td><td>126</td></tr> <tr><td>94</td><td>218</td></tr> <tr><td>95</td><td>142</td></tr> <tr><td>96</td><td>169</td></tr> </tbody> </table>					年度	苦情件数	45	14,307	46	17,750	47	21,576	48	19,674	49	16,268	50	18,143	51	15,806	52	16,876	53	16,742	54	15,488	55	13,439	56	13,541	57	13,395	58	17,741	59	13,528	60	33,070	61	12,705	62	12,400	63	11,833	64	11,717	65	11,660	66	10,758	67	10,816	68	9,972	69	11,846	70	11,476	71	11,942	72	14,554	73	20,091	74	18,732	75	23,776	76	23,519	77	21,205	78	24,587	79	20,510	80	10,982	81	9,577	82	8,084	83	7,086	84	6,230	85	5,881	86	10,411	87	462	88	392	89	266	90	274	91	206	92	189	93	126	94	218	95	142	96	169
年度	苦情件数																																																																																																														
45	14,307																																																																																																														
46	17,750																																																																																																														
47	21,576																																																																																																														
48	19,674																																																																																																														
49	16,268																																																																																																														
50	18,143																																																																																																														
51	15,806																																																																																																														
52	16,876																																																																																																														
53	16,742																																																																																																														
54	15,488																																																																																																														
55	13,439																																																																																																														
56	13,541																																																																																																														
57	13,395																																																																																																														
58	17,741																																																																																																														
59	13,528																																																																																																														
60	33,070																																																																																																														
61	12,705																																																																																																														
62	12,400																																																																																																														
63	11,833																																																																																																														
64	11,717																																																																																																														
65	11,660																																																																																																														
66	10,758																																																																																																														
67	10,816																																																																																																														
68	9,972																																																																																																														
69	11,846																																																																																																														
70	11,476																																																																																																														
71	11,942																																																																																																														
72	14,554																																																																																																														
73	20,091																																																																																																														
74	18,732																																																																																																														
75	23,776																																																																																																														
76	23,519																																																																																																														
77	21,205																																																																																																														
78	24,587																																																																																																														
79	20,510																																																																																																														
80	10,982																																																																																																														
81	9,577																																																																																																														
82	8,084																																																																																																														
83	7,086																																																																																																														
84	6,230																																																																																																														
85	5,881																																																																																																														
86	10,411																																																																																																														
87	462																																																																																																														
88	392																																																																																																														
89	266																																																																																																														
90	274																																																																																																														
91	206																																																																																																														
92	189																																																																																																														
93	126																																																																																																														
94	218																																																																																																														
95	142																																																																																																														
96	169																																																																																																														

過去3カ年の苦情内容内訳



下位目標5	ヒートアイランド対策を推進し、ヒートアイランド現象を緩和させる。
達成状況	平成16年 3月、ヒートアイランド対策関係府省連絡会議において、ヒートアイランド対策大綱を策定し、人工排熱の低減、地表面被覆の改善、都市形態の改善、ライフスタイルの改善の4つを挙げて対策の推進を図っている。

下位目標6	光害対策に対する各主体の関心・理解を深める。				
参考指標	H13年度	H14年度	H15年度	目標値	-
スターウォッチングネットワーク参加者数 (人)	12,745	12,999	10,535		(-)
達成状況	全国星空継続観察の実施により、国民の光害に対する意識啓発を進めている。スターウォッチングネットワーク参加者数は、近年減少傾向にある。				

評価、及び今後の課題

評 価	<p>【必要性】(公益性、官民の役割分担等)</p> <p>騒音・振動・悪臭等は人間の感覚に直接作用するものであるため、その対策は快適な生活環境を確保するという観点からも極めて公益性の高い施策である。</p> <p>国が実態調査に基づく法体制の整備や規制手法の検討を行い、地方公共団体が規制の実施を担う等とする必要があるという考え方から、国と地方における適切な役割分担がなされている。</p> <p>近年都市部において夏季の気温上昇やそれに伴う熱中症の増加等が見られ、ヒートアイランド対策に対する社会的ニーズや緊急性は非常に高まっている。</p> <p>【有効性】(達成された効果等)</p> <p>[下位目標1、2]</p> <p><工場・事業場等からの騒音に係る対策></p> <p>騒音に係る生活環境を保全するとともに、音風景100選等による音環境保全の普及啓発を実施した。</p> <p><自動車騒音対策></p> <p>自動車単体騒音対策としては、加速走行騒音、定常走行騒音、近接排気騒音の3種類についての規制を中心に取り組むとともに、関係省庁が連携して、暴走族による深夜の爆音暴走を防ぐため、消音器不備、空ぶかし運転等に対する取締りや「初日の出暴走」など不正改造車の取締りを強化するなど、暴走族対策についても取り組んできた。</p> <p>更なる対策を行うため、平成15年度より「自動車単体騒音対策検討・調査」を行っている。</p> <p>各施策の実施にあたっては、道路に面する地域における環境基準達成状況の評価方法が、建物・住居等の生活空間単位で評価する方法(以下、「面的評価」という。)となったことから、面的評価結果が騒音対策へ有効かつ効率的に活用されている。また面的評価の結果は、平成16年度よりインターネットを介して、地図と共に情報提供を行っている。</p> <p><鉄道等騒音対策></p> <p>新幹線鉄道騒音については、平成14年度末まで実施された第3次75デシベル対策は、全ての地点で達成していた。</p> <p>この結果を踏まえ環境基準達成に向けてポスト第3次75デシベル対策を検討している。</p>
-----	---

[下位目標3]

< 工場・事業場等からの振動に係る対策 >

振動に係る生活環境を保全するとともに、工場等振動、建設作業振動防止技術に関する調査等による有効な防止技術の普及活動を推進した。

< 道路交通振動対策 >

道路交通振動については、振動規制法により要請限度が定められ、これを目標値として対策が講じられるとともに、要請限度値を超えない地域においても、沿道住民の苦情に対応して対策が講じられている。

近年では車両の大型化や道路整備の進展により、自動車交通の質・量ともに変化してきたこと、耐震基準の見直しやライフスタイルの変化により建造物の構造も変わってきたこと等を受け、振動の評価や対策の在り方について検討を進めている。

< 鉄道振動対策 >

新幹線鉄道振動対策については、「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について」(昭和51年環境庁長官から運輸大臣へ勧告)により対策が講じられてきたが、更なる対策を求める苦情があることから、振動低減対策の推進を図るため、H15年度までに「新幹線鉄道振動対策の手引き」を作成した。作成した手引きを活用して、いくつかの地点でケーススタディを実施した。

[下位目標4]

< 悪臭対策 >

臭気指数規制の導入促進、快適なおい環境保全に対する地域の取り組み支援及び中小事業場向け脱臭技術の開発普及等の活動により総合的なおい環境保全対策を行った。

[下位目標5]

< ヒートアイランド対策 >

ヒートアイランド対策大綱を策定し、対策の推進を図っている。

【効率性】(効果とコストとの関係に関する分析等)

限られた予算を効率的に活用すべく、対策の緊急性、影響力等に鑑み、重要度の高い分野への重点的な資源配分を行っている。

騒音・振動・悪臭防止施設への融資制度や課税特例措置、認定緑化施設に係る課税標準の特例措置等の手法を組み合わせることにより、より少ないコストでの目標達成を図っている。

ヒートアイランド対策関係府省連絡会議を通じた関係府省間の連携や、地方公共団体との連携を積極的に図ることにより、コストの削減に努めている。

< 目標に対する総合的な評価 >

騒音・振動については、長期的には苦情件数が減少している。

騒音の環境基準における面的評価や臭気指数規制の導入等により大気生活環境保全の枠組が着実に整備されている。

ヒートアイランド対策については、同大綱に基づいた対策の推進が図られている。

(1) 騒音対策

< 騒音評価手法に関する施策 >

環境基準等の評価に必要な睡眠影響、住民反応調査に係るデータの収集が引き続き必要である。

< 工場・事業場等からの騒音に係る対策 >

建設作業や未規制施設の対策を検討する必要がある。

低周波音の評価測定方法講習会を開催し、低周波音問題の対策を推進していく必要がある。

< 自動車騒音対策 >

自動車単体騒音対策については、引き続き自動車メーカー等における自動車騒音低減技術の研究開発の促進を図る。

諸外国の状況を把握し、現状の騒音の実態を調査・分析して「新たな自動車単体騒音対策」の検討を行い、関係省庁と連携し、更なる自動車単体騒音の低減の可能性を検討していくことが必要である。

地域的な対策では、今後、面的評価結果を活用し、重点的に対策をとるべき地域を明らかにする指標や原単位を示すことが必要である。併せて 地域レベルにおける総合的かつ計画的な対策 及び 沿道対策の充実強化に係る具体的・制度的な検討を行うことが必要である。

< 新幹線鉄道等騒音対策 >

新幹線鉄道騒音については、環境基準達成に向けて「ポスト第3次75デシベル対策」を計画的に実施することが必要である。

既設在来線について、各事業者が独自の判断で地域に適した対策を実施していることから、騒音対策マニュアルを策定するなど統一的な騒音対策を示していくことが必要である。

今後の課題

< 航空機騒音対策 >

国際民間航空機関（ICAO）による航空機単体規制の強化に加え、飛行場周辺対策の一層の推進を図るため、各飛行場における騒音実態に応じた対策の具体化が必要である。

(2) 振動対策

< 工場・事業場等からの振動に係る対策 >

振動規制法の適切な運用や振動公害防止に向けた啓発活動が必要である。振動の計測・評価に関する国際的見直しが進んでいる事を踏まえ、環境振動の評価手法の検討に係るデータ収集が必要である。

< 道路交通振動対策 >

振動規制法に規定された要請限度制度は既に25年が経過しており、その間に道路交通が質、量ともに変化したこと、国際機関における人の振動に対する感覚特性が見直されたことなどを踏まえ、制度に係る見直しを行うことが必要である。

< 鉄道振動対策 >

新幹線振動対策については、依然として苦情があることから、「新幹線鉄道振動対策の手引き」を活用して、今後振動低減対策を推進するとともに、新たな振動対策を調査・検討することが必要である。

在来線については、鉄道事業者の独自判断により対策が講じられているが、今後、対策マニュアルを策定するなど統一的な振動対策を示していくことが必要である。

(3) 臭気対策

臭気指数規制の導入を推進する必要がある。

臭気指数規制基準算定方法を分かりやすく解説する必要がある。

欧米を中心に嗅覚測定法の国際標準化が検討されており、国際標準化に向けた対応を検討する必要がある。

(4) ヒートアイランド対策

ヒートアイランド現象による環境影響の評価など調査・研究を更に推進する必要がある。

ヒートアイランド対策大綱に盛り込まれた施策を推進する必要がある。

ヒートアイランド現象のメカニズム解明に向けた広域測定を継続的に実施し、メカニズムの解明を更に進める必要がある。

既存の都市内緑地で生成される冷気の利活用により、周辺地域の熱環境を改善する枠組の検討を推進する必要がある。

	<p>ヒートアイランド現象の顕著な大都市において、地方公共団体と連携のもと、対策の効果測定などの調査を推進する必要がある。</p> <p>環境技術実証モデル事業等によるヒートアイランド対策技術の普及促進を図る必要がある。</p> <p>(5) 光害対策</p> <p>まだ認知度の低い光害について一層の普及・啓発を図る必要がある。</p> <p>より魅力的で話題性のある星空継続観察の実施及び光害啓発キャンペーンの内容充実を図る必要がある。</p>
--	--

政策への反映の方向性

反映方向分類	理由の説明
1	<p>騒音・振動・悪臭の測定法や評価手法における国際的動向の進展や光害問題の質的变化等を踏まえ、大気生活環境の保全に係る施策のさらなる拡充を図る必要がある。</p> <p>ヒートアイランド対策についても、同大綱に盛り込まれた施策をはじめとした各種施策のさらなる拡充を図る必要がある。</p>

特記事項

<p>下位目標4について</p> <p>騒音規制法、振動規制法、悪臭防止法では、都道府県知事等が規制を行う地域の指定を行うことになっている。各法に基づく規制地域を有する地方公共団体数は、法施行以来いずれも増加する傾向にあるが、市町村合併の影響で、将来一時的に減少する可能性は否定できない。このことから、地方公共団体数を指標とするのは市町村合併が進行中である現時点では不適切である。また、悪臭防止法に基づく規制は、臭気指数規制だけでなく、特定悪臭物質の濃度規制も存在し、都道府県知事等は、地域ごとにどちらかの規制方式を選択して指定できることになっている。このような状況で、片方の規制の導入自治体数だけを指標にするのは、不適當である。以上の理由から、下位目標4の参考指標2「臭気指数規制の導入地方公共団体数」を削除した。</p> <p>下位目標6について</p> <p>スターウォッチングネットワークの参加人数は、天候等施策の効果とは関係のない原因により増減する可能性がある。例えば、平成15年度において参加者数が減少した理由には、夏期観察期間の天候不順が影響していると考えられる。そのため、参加者数を目標値として設定することは必ずしも適切ではない。したがって、参加者数については目標とはせずに参考指標として、達成状況の目安とすることが適當である。このことから目標値（H20、15,000人）を削除した。</p>
--

【別紙】

事務事業シート

施策名	- 2 - (2) 大気生活環境対策	
施策共通の主な政策手段等	・生活環境情報総合管理システムの開発・運営	
事務事業名 (関連下位目標番号)	事業の概要	主な政策手段等
騒音対策 (下位目標1・2)	<p><工場・事業場等からの騒音に係る対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・騒音に係る生活環境を保全するとともに、音風景100選等による音環境保全の普及啓発を実施。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法 ・特定事業用資産（騒音発生施設）の買替（交換）の場合の譲渡所得の課税の特例 ・騒音防止施設の特別土地保有税の非課税
	<p><自動車騒音対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・全国の自動車騒音の常時監視結果を集計・分析し、騒音対策の基礎資料とし、環境基準達成を目標とした沿道対策の充実強化等について検討。面的評価結果について、インターネットを介して、地図と共に情報提供。 ・自動車単体騒音対策については、諸外国の状況を把握し、現状の騒音の実態を調査・分析して「新たな自動車単体騒音対策の検討」を行い、更なる自動車単体騒音の低減の可能性について検討。 	<ul style="list-style-type: none"> ・騒音規制法 ・自動車単体騒音対策検討・調査費 (20百万円)
	<p><鉄道騒音対策></p> <ul style="list-style-type: none"> ・新幹線鉄道騒音については、 	<ul style="list-style-type: none"> ・ポスト第3次75デシベル対策

	<p>況を把握するとともに、更なる騒音の低減を図るため新たな対策を検討。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 在来線の騒音については、事業者が個別に対策を講じていることから、統一的な騒音対策を検討。 <p>< 航空機騒音対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航空機騒音については、低騒音型航空機の導入などの単体規制のほか、各飛行場の騒音実態に応じた騒音対策を推進。 	
<p>振動対策 (下位目標3)</p>	<p>< 工場・事業場等からの振動に係る対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振動に係る生活環境を保全するとともに、工場等振動、建設作業振動防止技術に関する調査等による有効な防止技術の普及活動を推進。 <p>< 道路交通振動対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 振動規制法の要請限度を目標値として対策が講じられ、一定の効果をあげてきたが、要請限度制度は既に25年以上が経過しており、その間に道路交通が質・量とも変化したこと、国際機関における人の振動に対する感覚特性が見直されたことなどを踏まえた見直し。 <p>< 鉄道振動対策 ></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新幹線鉄道振動については、依然として苦情があることから、「新幹線鉄道振動対策の手引き」を活用した、振動低減対策を推進。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 振動規制法 ・ 振動規制法

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 在来線の振動については、事業者が個別に対策を講じていることから、統一的な振動対策を検討。 	
悪臭対策 （下位目標4）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭に係る規制その他の対策を講じることによる、生活環境の保全、及び人の健康の保護。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 悪臭防止法 ・ におい環境保全総合対策
ヒートアイランド対策 （下位目標5）	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒートアイランド対策を行うことによるヒートアイランド現象の緩和。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ヒートアイランド対策に関する調査
光害対策 （下位目標6）	<ul style="list-style-type: none"> ・ 国民の光害に対するさらなる意識啓発を進めていくことによる、良好な光環境の構築。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 大気生活環境の質に関する調査

【別紙】 政策効果把握の手法及び関連指標

(施策名) -2-2 大気生活環境対策 (下位目標1)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(指標名) 騒音に係る環境基準達成率	%	一般地域 72.5 (H15年度) 道路に面する地域 80.7 (H15年度) 航空機騒音 72.7 (H年15度) 新幹線鉄道騒音 37.5 (H15年度)	一般地域 100 (-) 道路に面する地域 100 (H21年度) 航空機騒音 100 (-) 新幹線鉄道騒音 100 (-)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <ul style="list-style-type: none"> 環境基準の適合地点 / 測定地点数 × 100 (一般地域・航空機騒音・新幹線鉄道騒音) 環境基準以下の住宅等戸数 / 住宅等戸数 × 100 (道路に面する地域) 			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音規制法施行状況調査(公開) 自動車交通騒音実態調査報告(公開) 	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p> <p>道路に面する地域において、騒音に係る環境基準達成状況の評価方法が改正されたことを受け、自動車騒音常時監視に面的評価が導入されたのは平成12年度からであり、データの地域的な偏りやサンプル数のオーダーの違いから、環境基準達成率を経年的に評価できる状況にはない。</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <ul style="list-style-type: none"> 騒音に係る環境基準について(平成10年環告64) 航空機騒音に係る環境基準について(昭和48年環告154) 新幹線鉄道騒音に係る環境基準について(昭和50年環告46) 			

(施策名) -2-2 大気生活環境対策 (下位目標2)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(参考指標名) 騒音に係る苦情件数	件	15,928 (H15年度)	- (-)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>全国の地方公共団体に寄せられた騒音に係る苦情の件数</p>			

評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 騒音規制法施行状況調査(公開)	特記事項(外部要因の影響など) 苦情件数を減らすことが、即ち良好な生活環境の保全とはならない点に注意が必要。
目標値設定の根拠 -	

(施策名) -2-2 大気生活環境対策 (下位目標3)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(参考指標名) 振動に係る苦情件数	件	2,608 (H15年度)	- (-)
指標の解説(指標の算定方法) 全国の地方公共団体に寄せられた振動に係る苦情の件数			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 振動規制法施行状況調査(公開)	特記事項(外部要因の影響など) 苦情件数を減らすことが、即ち良好な生活環境の保全とはならない点に注意が必要。		
目標値設定の根拠 -			

(施策名) -2-2 大気生活環境対策 (下位目標4)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(参考指標名) 悪臭に係る苦情件数	件	24,587 (H15年度)	- (-)
指標の解説(指標の算定方法) 全国の地方公共団体に寄せられた悪臭に係る苦情の件数			
評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別) 悪臭防止法施行状況調査(公開)	特記事項(外部要因の影響など) 野外焼却に対する苦情の増減に総件数が左右される。苦情件数を減らすことが、即ち良好な生活環境の保全とはならない点に注意が必要。		
目標値設定の根拠 -			

(施策名) -2-2 大気生活環境対策 (下位目標6)	単位	現況値 (時点)	目標値 (目標年次)
(参考指標名) スターウォッチングネットワーク参加者数	人	10,535 (H15年度)	- (-)
<p>指標の解説(指標の算定方法)</p> <p>年に2回(夏期、冬期)行われるスターウォッチングネットワークにおける参加者数</p>			
<p>評価に用いた資料(インターネットの公開・非公開の別)</p> <p>スターウォッチングネットワーク観察期間内延べ参加者数(非公開)</p>	<p>特記事項(外部要因の影響など)</p> <p>屋外で行うため、天候の影響により参加者数の増減が生じる。</p>		
<p>目標値設定の根拠</p> <p>-</p>			